

令和2年度採用 宝塚市職員募集要項

**宝塚のまちを大切にしたいと良くしようと
する熱意を持った人材を求めています！**

●募集職種：

土木技術職： 若干名

建築技術職： 若干名

保 育 士： 若干名

(建築技術職を受験する方)

一級建築士免許をお持ちの方は
1次試験が免除されます。

●受付期間：5月1日(金)～5月15日(金) **必着**

(注意) 郵送のみの受付

●試 験 日：5月24日(日)



宝塚市 総務部 人材育成課(市役所3F)

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL 0797-77-2149

FAX 0797-72-6032

1 採用までの流れ (今後の状況によって予定を変更する場合があります。)

時期	試験段階・手続き	内容等
5月1日～15日	受験申込	<u>郵送のみ</u>
5月24日	1次試験※	筆記試験
5月下旬	1次試験合否通知	市ホームページで発表
6月上旬	(技術職) 2次試験※	個別面接
6月上旬	(技術職) 2次試験合否通知	市ホームページで発表
6月下旬	(技術職) 3次試験(最終)※ (保育士) 2次試験(最終)※	個別面接 個別面接及び実技試験(音楽・造形・言語等に関する保育活動の表現)
6月下旬	最終合否通知	受験者全員に文書で通知
7月以降	健康診断等	詳細は、別途通知します。
8月1日～10月1日	採用	

※2次試験・3次試験に1次・2次試験の点数を持越しません。

2 募集職種、募集人数及び受験資格

募集職種	募集人数	受 験 資 格
土木技術職	若干名	昭和60(1985)年4月2日以降に生まれ、4年制大学、短期大学、高等専門学校で <u>土木に関する専門課程を修めて卒業した人</u>
建築技術職	若干名	昭和60(1985)年4月2日以降に生まれ、4年制大学、短期大学、高等専門学校で <u>建築に関する専門課程を修めて卒業した人</u> <u>※一級建築士免許を有する人は1次試験免除</u>
保 育 士	若干名	平成2(1990)年4月2日以降に生まれ、保育士の登録を受けかつ幼稚園教諭の免許を有する人

- (1) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は受験できません。
- (2) 受験申込みは上記のうち1職種に限ります。また、受付後の職種変更は認めません。
- (3) 障碍がいのある方も、上記の受験資格を満たしていれば受験できます。受験に際しては、可能な範囲で試験時に配慮を行いますので、必要な場合は申込時にお申し出ください。

3 受験申込について

<提出書類一覧>

- ア 受験申込書(本市指定のもの) ※片面印刷
- イ 受験票 (本市指定のもの)
- ウ 返信用封筒1通

※長形3号の封筒に84円切手を貼り、住所と宛名(氏名と「様」)を記入すること。これらを角形2号の封筒に入れ、「職員採用試験受験申込書在中(〇〇職)」と記載して、「〒665-8665 宝塚市東洋町1-1 宝塚市役所総務部人材育成課」宛に送付してください。

【申込期間：令和2年5月1日(金)～5月15日(金)(必着)】

4 試験内容（1次試験）

（1）試験日時・場所等（試験当日は軽装でお越しください）

（日 時） 令和2年5月24日（日） 技術職：午前11時までに集合
保育士：午前8時30分までに集合

（会 場） 宝塚市役所（宝塚市東洋町1-1）

（持ち物） 受験票、腕時計、筆記用具

（試験内容） 技術職：能力検査（約70分）※事務遂行能力を測る筆記検査
保育士：教養試験（120分）及び専門試験（90分）

（終了時刻）12時30分頃

※建築技術職を受験の方で一級建築士免許を有する場合、1次試験が免除されます。

5 その他

（1）試験結果の開示

各試験で不合格となった人は順位のみを、それぞれ結果通知日から1ヶ月間、口頭で開示請求できます。受験票をお持ちのうえ、本人が宝塚市役所人材育成課までお越しください。

（2）採用の時期

採用前の健康診断で就労可能と判定されれば、令和2年8月1日・9月1日・10月1日のいずれかの日程で採用します。

（3）待遇（令和2年4月1日現在）

・初任給月額

大学院卒相当程度 234,025円

大学卒業相当程度 214,475円

短大卒業相当程度 195,845円

※地域手当を含む。別途経歴加算有り。

・諸 手 当

扶養手当、住居手当（賃貸の場合で月額最高27,000円）、通勤手当、
期末勤勉手当（賞与）等を規定に基づき支給

・昇 給

通常の場合、年1回昇給します。

[市役所への地図]



[参考 地方公務員法第16条(欠格条項)]

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者